

# はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術所を開設する皆様、 はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

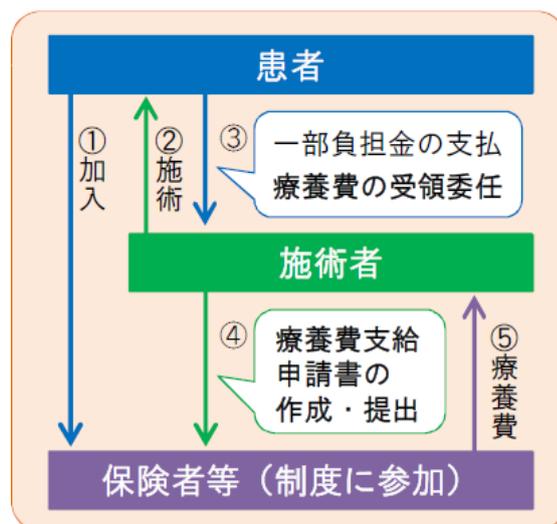
## 受領委任制度のご案内

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、施術者等が患者等に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入されました。  
沖縄県後期高齢者医療広域連合では平成31年4月1日から取扱いを開始します。

## 制度の仕組み

○受領委任とは、施術者が、医療保険（療養費）で定める施術を行い、患者等から一部負担金を受け取り、患者等に代わって療養費支給申請書を作成・保険者等へ提出し、患者等から受領の委任を受けた施術者等が療養費を受け取る取扱いです。このような取扱いは、これまで療養費の支給申請先（保険者等）ごとの判断で行われておりましたが、今回、厚生労働省で共通の取扱いとして制度化しました。

○受領委任の取扱いは、制度に参加する保険者等に関する取扱いです。各保険者等の制度への参加やその時期については保険者等により異なるのでご注意ください。  
制度に参加する保険者等については、参加する1ヵ月前までに厚生労働省ホームページに掲載する予定です。



受領委任取扱いを希望される場合は、地方厚生(支)局へ申請をお願いします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合では、平成31年4月1日から受領委任の取扱いを開始致しますので、取扱いを希望する施術所の施術者(または出張専門の施術者)の方は、平成31年3月31日までに地方厚生(支)局へ申請(申出)書類を提出するようお願いします。

申請がない場合、原則、患者等が施術所(施術者)へ施術料金の全額を支払い、患者等が保険者等へ療養費支給申請書を提出し、療養費が患者等に直接支払われる取扱いとなります。

※ 具体的な手続きについては、各地方厚生(支)局のウェブページで掲示しておりますので、施術所の所在地(出張専門の施術者の場合は自宅住所)を管轄する地方厚生(支)局のウェブページをご確認願います。

裏面をご覧ください。

## 療養費支給申請書の提出は、沖縄県後期高齢者医療広域連合

制度導入後、取り扱いを希望した施術所の療養費支給申請書等の提出先は、「沖縄県国民健康保険団体連合会」へ提出となりますが、受け入れ態勢等の調整ができていないため、引き続き「沖縄県後期高齢者医療広域連合」受付を行います。

ご迷惑をお掛けしますが、御協力を宜しくお願いします。

お問い合わせ先

〒904-1192

沖縄県うるま市石川石崎一丁目1番

(うるま市役所 石川庁舎3階)

沖縄県後期高齢者医療広域連合

電話番号098-963-8013

(参考)九州厚生局ウェブページ

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に関する受領委任の申出

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido\\_kansa/zyurouinin\\_hari\\_kyuu\\_anma\\_shiatsu.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido_kansa/zyurouinin_hari_kyuu_anma_shiatsu.html)

九州厚生局沖縄事務所

〒900-0022 那覇市樋川1-15-15合同庁舎西棟2F

電話番号098-833-6006